

平成 30 年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

令和 2 年 3 月 18 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講すべき措置と併せ公表する。

（基本方針）

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、C L T、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 30 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

(平成 30 年 11 月 22 日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員)

衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 30 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 30 年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層(3階建て以下)の公共建築物等が全体で 98 棟、合計延べ面積 11,957 m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 77 棟、合計延べ面積 9,051 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、

- ・点検等のためのクレーンが必要な施設で重荷重を持たせる構造とする必要がある
- ・片持ち構造での整備となり、積雪荷重等に対する安全性を確保する必要がある
- ・沿岸に設置され津波や波浪の影響を受ける位置に設置されることから、耐久性を確保する必要がある

などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^{注1}

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積 (m ²)
最高裁判所	自転車置場	7	132
	バイク置場	1	14
警察庁	警備派出所	4	9
法務省	職員宿舎	2	911
	自転車置場	2	14
	物置	1	32
財務省	車庫	1	27
	自転車置場	1 ^{注2}	18
厚生労働省	車庫	2	114
	自転車置場	3	50
農林水産省	庁舎（森林管理署）	7	2,075
	車庫	2	93
	倉庫	1	127
国土交通省	公園施設（倉庫、バス停等）	10	449
	道路施設（便所、駐車場等）	5	503
	自動車検査施設（検査上屋、車庫等）	4	268
	その他（行事施設、自転車置場等）	6 ^{注2}	311
環境省	休憩所等	9	960
	博物展示施設（ビジターセンター等）	2	1,543
	展望施設（四阿）	2	74
	管理棟	1	173
	その他（トレイルセンター、倉庫等）	3	1,137
防衛省	火薬庫	2	35
合計		77 ^{注2}	9,051

注1：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成30年度に完成したもの。

注2：財務省、国土交通省の共管により整備した自転車置場は、各省欄においてそれぞれ計上したため、合計欄では重複分を1減している。

【平成 30 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 最高裁判所

高松地家裁丸亀支部 自転車置場
(香川県丸亀市 平屋建て 25 m²)



○ 最高裁判所

鳥取地家裁倉吉支部 自転車置場
(鳥取県倉吉市 平屋建て 16 m²)



○ 警察庁

京都府庁舎 警備派出所※
(京都府京都市 平屋建て 3 m²)



○ 法務省

名寄法務総合庁舎 職員宿舎
(北海道名寄市 2 階建て 611 m²)



○ 財務省

小倉合同庁舎 自転車置場※
(福岡県北九州市 平屋建て 18 m²)



○ 厚生労働省

国立障害者リハビリテーションセンター
PT 訓練用自動車訓練室
(埼玉県所沢市 平屋建て 33 m²)



○ 農林水産省

嶺北森林管理署 庁舎※（高知県長岡郡本山町 2階建て 525 m²）



○ 国土交通省

国営讃岐まんのう公園 中央駐車場バス停
(香川県仲多度郡まんのう町 平屋建て 16 m²)



○ 国土交通省

七尾港湾合同庁舎 車庫
(石川県七尾市 平屋建て 18 m²)



○ 環境省

旭岳ビジターセンター (北海道上川郡東川町旭岳温泉 平屋建て 649 m²)



(2) 内装等の木質化について

平成 30 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 169 棟であった。

概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物^{注 1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注 2}	模様替えで 木質化を行った棟数	合計棟数
衆議院	0	3	3
最高裁判所	4	6	10
内閣府	0	1	1
宮内庁	0	1	1
警察庁	4	2	6
総務省	1	0	1
法務省	33	13	46
財務省	2 ^{注 3}	15	17
厚生労働省	3	2	5
農林水産省	3	4	7
経済産業省	0	1	1
国土交通省	16 ^{注 3}	3	19
環境省	0	4	4
防衛省	29	20	49
合計	94 ^{注 3}	75	169

注 1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 30 年度に完成したもの。

注 2：新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

注 3：財務省、国土交通省の共管により「新築等で木質化を行った」小倉合同庁舎は、各省欄においてそれぞれ計上したため、合計欄では重複分を 1 減している。

【平成 30 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、使用部位を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 衆議院

永田町職員宿舎（東京都千代田区）

（使用部位：床）



○ 最高裁判所

福岡高地家簡裁序舎（福岡県福岡市）

（使用部位：壁ルーバー、法廷家具）



○ 内閣府・内閣官房

内閣府本府序舎（東京都千代田区）

（使用部位：壁）



○ 宮内庁

赤坂宿舎第 20 号建物（東京都港区）

（使用部位：床）



○ 警察庁

静岡県警察学校厚生棟※

（静岡県藤枝市）（使用部位：床）



○ 総務省

四国総合通信局序舎※（愛媛県松山市）

（使用部位：壁）



○ 法務省

沖縄少年院・沖縄女子学園体育馆
(沖縄県糸満市) (使用部位:床、壁他)



○ 厚生労働省

横浜公共職業安定所横浜港労働出張所
(神奈川県横浜市) (使用部位:利用者トイレ)



○ 経済産業省

経済産業省別館 (東京都千代田区)
(使用部位:床、壁)



○ 財務省

小倉合同庁舎※ (福岡県北九州市)
(使用部位:壁)



○ 農林水産省

中部森林管理局木曽森林管理署南木曾支署※
(長野県木曽郡南木曾町) (使用部位:床、壁)



○ 国土交通省

八ヶ場ダム管理棟 (群馬県吾妻郡長野原町)
(使用部位:床、壁、天井)



○ 国土交通省

国立京都国際会館（京都府京都市）
(使用部位：床、壁)



○ 環境省

川湯エコミュージアムセンター
(北海道弟子屈町) (使用部位：床、壁)



○ 環境省

ニシバマテラス（沖縄県島尻郡座間味村）
(使用部位：床、壁等)



○ 防衛省

宮古島駐屯地福利厚生施設
(沖縄県宮古島市) (使用部位：床、壁)



表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	28年度	29年度	30年度	備考 (対前年比)
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物等 ^{注1}	棟数 【A】	97	127	98	77.2%
	延べ面積 (m ²)	13,816	14,293	11,957	83.7%
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数 【B】	42	80	77	96.3%
	延べ面積 (m ²)	7,282	9,457	9,051	95.7%
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	55	47	21	44.7%
木造化率（B/A）		43.3%	63.0%	78.6%	124.8%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注2}	棟数	189	171	169	98.8%
木材の使用量 ^{注3}	m ³	3,689	3,139	4,206	134.0%

参考：検証結果を踏まえた木造化率

各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	55	47	21	—
うち、施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったもの ^{注4}	棟数 【C】	35	23	13	56.5%
うち、木造化が可能であったもの ^{注4}	棟数	20	24	8	33.3%
木造化率（B / (A - C)）		67.7%	76.9%	90.6%	117.8%

注1：基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物等とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、以下に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造することが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

- （例示）
- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ・刑務所等の収容施設
 - ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
 - ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
 - ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
 - ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

○法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物

注2：木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/m²で換算した換算値。

また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

注4：林野庁・国土交通省の検証チームが、各省各庁において木造化になじまないと判断された施設について、各省各庁にヒアリングを行い、木造化しなかった理由等について検証をした結果。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について
 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。
 なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかつた理由は、次のとおりである。

- 用途に合致する商品がなかつたため
- 機能、性能上の必要性から
- 必要とする規格に適合する物品が木材を含んでいなかつたため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既存品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成29年度			平成30年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	26,879,688	18,619,622	69.3%	27,972,051	18,922,774	67.6%	104.1%	101.6%	97.7%
	印刷用紙	kg	1,721,304	1,581,934	91.9%	2,840,974	2,664,755	93.8%	165.0%	168.4%	102.1%
文具類	ファイル	冊	7,448,574	6,008,533	80.7%	6,444,918	4,806,719	74.6%	86.5%	80.0%	92.5%
	事務用封筒 (紙製)	枚	76,884,757	59,774,484	77.7%	71,546,425	53,800,732	75.2%	93.1%	90.0%	96.7%
オフィス 家具等	机	台	63,242	13,571	21.5%	56,686	11,317	20.0%	89.6%	83.4%	93.0%
	棚	連	29,370	3,829	13.0%	26,815	4,468	16.7%	91.3%	116.7%	127.8%
	収納用什器 (棚以外)	台	40,197	7,595	18.9%	38,428	3,922	10.2%	95.6%	51.6%	54.0%
	ローパーティション	台	10,723	1,163	10.8%	9,296	997	10.7%	86.7%	85.7%	98.9%

注：木材を使用した製品とは、間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況

(単位：基)

	設置累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	287	6	8	1	16	0
農林水産省	105	1	3	1	8	0
国土交通省	2	1	0	0	0	0
環境省	180	4	5	0	8	0

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上。なお、設置している省庁のみを記載。

3 その他

(1) 国における取組

① 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組

- ・国土交通省では、営繕計画書に関する意見書制度を通じ、積極的に木造化を促進する範囲にある各省各庁の施設計画について、木造化されていることの確認を実施した。
- ・財務省では、国土交通省から毎年8月に、各省各庁営繕計画書に関する意見書が送付された際、財務本省から各組織に対して、意見内容（木材利用促進の観点から構造種別について要検討）の周知・指導を実施している。
- ・財務省では、木材を利用すると判断した案件については、設計業務仕様書等において、コスト面を考慮した上で、可能な限り木材利用を設計時に検討するよう促している。また、東京国税局では、食堂及び厨房改修工事については、木製腰壁を設置することを標準仕様としている。

② 技術基準類の整備

- ・国土交通省では、官庁施設の品質及び性能の確保、施工の合理化を図ること等を目的として策定している「公共建築木造工事標準仕様書」（各省各庁統一基準）等について、CLTパネル工法等を追加し、平成31年版として改定した。（平成31年3月26日）

・国土交通省では、木造建築物に係る建築基準の合理化等を図るため、実験による結果等を踏まえ構造計算に用いるCLTパネルの基準強度の拡充（強度区分の追加）に関する告示を公布した。（平成31年3月12日施行）

さらに、建築基準法を改正し、大規模木造建築物において木材をあらわしで建築できるよう基準の見直し等を実施した。（平成30年6月27日公布・令和元年6月25施行）

③ 木造公共建築物の整備等に対する補助事業

- ・文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。
- ・林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。また、中大規模木造建築物に必要な耐火性能を満たす木質部材の開発やCLT等の利用拡大に向けた技術開発を実施するとともに、木造化・木質化に必要な知見を有する建築士等を育成するための、セミナーや情報発信等の取組の支援を行った。
- ・国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、福祉施設や事務所等の木造建築物等の整備を支援した。
- ・環境省では、地方公共団体が行う国立・国定公園の整備を支援する交付金により、平成30年度に完成した建築物(トイレ、休憩所等)は、26棟、その木材使用量は587m³、建築物以外の工作物(柵、木道、展望デッキ等)の木材使用量は858m³と前年度実績(建築物と工作物合わせて733m³)より木材使用量が倍増した。

なお、平成30年度において、環境省が実施した直轄事業により整備した建築物以外の工作物の木材使用量は591m³であった。

④ 木材の適切な供給の確保に関する取組

- ・林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、林道等の路網整備等を実施した。
- また、地域材を利用した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築や、木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備への支援、及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の普及及び同法に基づく木材関連事業者の登録促進のためのセミナー等の実施を支援した。

⑤ 地方公共団体に対する働きかけ等

- ・文部科学省では、学校施設における木材利用が一層促進されるよう、木の学校づくりについて分かりやすくまとめた「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—(改訂版)」を日本建築学会の協力を得て作成し、都道府県教育委員会等に配布するとともに、ホームページにて公表した。
- ・林野庁では、都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定へ

の働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成30年度末に92%まで増加した。

また、全都道府県に対して、法律に基づく公共建築物への木材利用の取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果や先進的な取組等をとりまとめ、都道府県・市町村に提供した。

加えて、国土交通省の建築着工統計を元に都道府県別の公共建築物の木造率を試算して公表するとともに、都道府県に対し、公共建築物への木材利用の一層の促進について働きかけを行った。

⑥ 木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

- ・文部科学省では、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。
- ・国土交通省では、公共建築分野において木材の利用の促進と木造化の推進を担う人材の育成を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を実施した。（平成31年2月5日～8日）

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第4条において、「地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第8条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成24年3月に、47都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は1,595（令和元年9月末時点）となり、別紙1のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は別紙2のとおりである。

II 実施状況を踏まえて講すべき措置

1 国が講すべき措置

平成30年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講すべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、建築物における木材の需要の拡大のため、C L T等の新たな木質部材の活用に努める。さらに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

(2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講すべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講すべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

(2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。

(3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。

(4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。

(5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【別紙1】

市町村木材利用方針の策定状況

令和元年12月31日現在

(注)★印の都道府県は、全市町村策定済み(38道府県)

【別紙2】

公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(令和元年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

内閣総理大臣賞

屋久島町庁舎（鹿児島県熊毛郡屋久島町）

<施主>屋久島町

<施設概要>

戦後に植林された地元のスギ材（地杉）や広葉樹を使用した木造庁舎。台風に強い切妻屋根や建物の開口部への雨がかりを軽減するための深い軒などにより、屋久島の風土が特徴的に表現されている。

庁舎の建設にあたり、地杉に適した乾燥法の試験や強度測定を行うなど、地域の関係者が連携して付加価値を高め、天井、床、壁などに地杉をふんだんに使用。地杉の展示場としての庁舎を実現。



環境大臣賞

香南市総合子育て支援センター「にこなん」（高知県香南市）

<施主>香南市

<施設概要>

C L T (Cross Laminated Timber、直交集成板) を使用して地元の会社が施工した子育て支援センター。一般的な建築で使用される梁、桁等をC L Tに代え、意匠と構造を複合したシンプルかつ大胆な屋根架構（C L T折板屋根架構）としている。

建物内の中央広場をすっぽりと覆う天井は高いところで4メートルを超え、開放的でありながら包まれているような安心感を覚える空間は木の香りに満ちている。



林野庁長官賞

日向市役所（宮崎県日向市）

<施主>日向市

<施設概要>

スギを中心とした木材の調達、製材、加工、仕上げに地域の関係者が連携し、部材総数20万本の木材を内装、外装に使用した市庁舎を実現。床には圧密加工を施したスギを使用し、市民ホールなど市民の交流の場は天井も木質化し、木で囲まれた温かい空間としている。特徴的な外観を形成する外装には、日射をコントロールする縦、横のルーバーを配置し、これに耐候性処理を施したスギ材等を使用している。



林野庁長官賞

道の駅ふたつい（秋田県能代市）

<施主>能代市

<施設概要>

米代川に沿って建つ道の駅。施設の中央のアーチ型の部分に秋田杉の無垢材を現しとして使用し、柱のない開放的な空間（22メートル）を創出している。

内装では、構造部分の現しに加え、床のフローリングに県産のナラ材を使用して木質感を高め、さらに、外壁にはスギ板を使用している。また、施設内の給湯に使用する薪ボイラーでは間伐材を燃料に使用している。



木材利用推進中央協議会会長賞

みやこ下地島空港ターミナル（沖縄県宮古島市）

＜施主＞三菱地所(株)

＜施設概要＞

C L T (Cross Laminated Timber、直交集成板) をふんだんに使用した木造屋根による旅客ターミナルビル。C L Tが現しとなり、新たな木質デザインの可能性を提示している。

C L Tは、構造としてのみならず、意匠材としても利用。チェックインカウンター、戸袋等にC L Tのスライス材を採用している。



木材利用推進中央協議会会長賞

天草市庁舎（熊本県天草市）

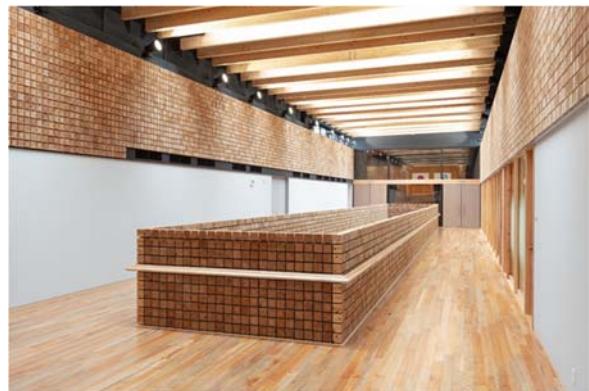
＜施主＞天草市

＜施設概要＞

施設そのものが天草市産材のギャラリーとなるよう設計された新庁舎。

広く流通する規格製材を利用できるよう、10.5cm 角の規格製材を束ねた梁（重ね梁）を採用し、9m のスパンを実現。吹き抜けの位置を工夫し、どのフロアからも天草市産材の木屋根を眺めることができる。

床、壁、天井を木質化し、豊かな木質空間を創出。さらに、建具、家具、手すり、ブースなど市民の手に触れる部分にも天草市産材を使用している



木材利用推進中央協議会会長賞

北川村小規模多機能施設「ゆずの花」（高知県安芸郡北川村）

＜施主＞北川村

＜施設概要＞

C L T (Cross Laminated Timber、直交集成板) 建築推進のための協議会と連携して設計された簡易宿泊所。構造材に加え、床（ヒノキ）や家具にもふんだんに木材を使用し、木の良さが体感できる。

C L T が折り重なるように連続した特徴ある天井で、木材が美しく見える大空間を創出している。地域の風景に馴染むよう、外部に屋根瓦、土佐しつくい（外壁）、「いしぐろ」（伝統的な石積み）を再現している。



審査委員会特別賞

糸魚川市駅北復興住宅（新潟県糸魚川市）

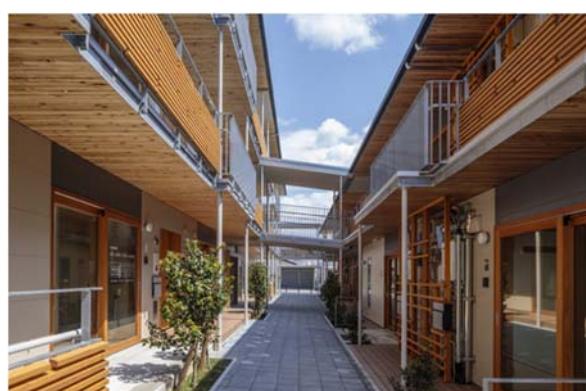
＜施主＞糸魚川市

＜施設概要＞

大火からの復興によるまちづくりの中で、火に強い木造建築として建設された集合住宅。建物の外装や手すりなど、木材が多様に利用されていることがわかる外観となっている。

また、糸魚川市の街並みや歴史を雁木（がんぎ）※などとして建物のデザインに落とし込み、特徴ある表情を作り出している。

※深雪地域において、商店の表に連続して庇を長く張り出し、その下を歩道としたもの。



審査委員会特別賞

多賀町中央公民館 多賀結いの森(滋賀県犬上郡多賀町)

<施主>多賀町

<施設概要>

森林組合をはじめ地域の関係者と連携して供給された多賀産材を活用して建設された公民館、障害福祉サービス事業所、ホールの3つの用途からなる建築物。

構造部分に無垢材を使用しているほか、フローリングや館内のサイン等細かい部分にまで木材をふんだんに使用。施設の利用者が木の良さや温かみを感じ、木材利用への理解が深まることが期待される。



民間建築物の木造化等に取り組んだ事例

(令和元年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

農林水産大臣賞

兵庫県林業会館（兵庫県神戸市）

<施主>兵庫県森林組合連合会、兵庫県木材業協同組合連合会、(一社)兵庫県治山林道会、
兵庫県林業種苗協同組合

<施設概要>

地域の関係者が連携して供給したC L T (Cross Laminated Timber、直交集成板)と鉄骨フレームとを組み合わせた事務所ビル。都市部の防火地域にあって、C L Tを現して使用し、これをガラス越しに外部から見えるよう工夫している。

広葉樹（コナラ）を利用したフローリング等を採用した館内の展示施設は、地域の木材のショールームとなるよう一般にも開放されている。



国土交通大臣賞

おりづるタワー屋上展望台「ひろしまの丘」（広島県広島市）

<施主>(株)広島マツダ

<施設概要>

都市部の鉄筋コンクリート造のビルを大規模改修し、内装、外装に木材を効果的に使用することにより、新たな観光施設としてリニューアル。

床材に熱処理したヒノキ材を、天井に不燃化処理したスギ材を使用し、耐久性や防耐火に対応している。

施設利用者は広島市内の美しい風景を、座ったり寝転がったりしてゆっくりと眺めることができる。



林野庁長官賞

PARK WOOD 高森（宮城県仙台市）

<施主>三菱地所(株)

<施設概要>

2時間耐火性能を有する耐火集成材を柱として採用した高層の集合住宅。鉄筋コンクリート造が中心の中高層の賃貸住宅市場に、木造と鉄骨造の混構造を選択肢として提示している。

鉄骨架構に組み込みが可能なC L T (Cross Laminated Timber、直交集成板) の耐震壁を開発し、適用している。

床の構造部材としてもC L Tを利用し、床全体の3割の木造化を実現している。



木材利用推進中央協議会会長賞

allée de JINGUMAE (アーレー デ 神宮前:東京都渋谷区)

<施主>並木 仁志

<施設概要>

シンプルかつ洗練されたデザインで木質感を表現した都心の複合商業施設(テナントビル)。

都心の準耐火建築物である店舗(1階が飲食店)でありながら、主要構造部の木材を全面露出した他に例を見ない建物。

柱と梁以外のすべての主要構造部を木材で構成した特徴的な施設。

建物内部は、鉄骨の間に落とし込んだC L T (Cross Laminated Timber、直交集成板) の床を下層階の天井の現しとともに、壁に使用した集成材パネルも現しとするなど、木質化した主要構造部がそのまま内装及び内装下地として魅力的な空間を現出している。木材の活用によりビルの長寿命化、建物の更新性・可変性が向上。

